

10月30日時点

最近の日銀審議委員発言

	高官名	日付	発言
タカ派	木内委員	10月4日	「2%の物価安定の目標の実現は中長期的に目指すとしたうえで、量的・質的金融緩和を2年程度の集中対応措置と位置付けるとの議案を提出(10月4日決定会合、反対多数で否決)」
		9月19日	「非常に大きな経済・金融のショックという時には追加策が正当化されるが、それなりに大きなショックでないと、効果と副作用のバランスを考えると(追加緩和は)適切ではない」「追加緩和の具体的な手段としては、国債買い増しの可能性もあるだろうし、大規模には難しいがETFやREIT買い増しという選択肢も」「金融システムへの配慮ということであれば、現在の年間60-70兆円というマネタリーベース目標を一時的には超える形で増やす、つまり金融機関に供給する特別措置も可能」
	中曽副総裁	10月9日	「来年4月の消費増税後も、ならしてみれば、経済ないし物価情勢は2%の実現に向けた道筋を辿っており、 今すぐ追加緩和のようなものが必要だとは思っていない 」「2014年度後半から2015年度にかけて、物価安定の目標である2%程度に達する可能性が高い」
	森本委員	8月29日	「国内景気は緩やかに回復しつつある。前向きな動きが広がっており、生産・所得・支出の好循環が見られ始めている」「海外経済は最大のリスクだが、持ち直しに向かって進んでいる」
	佐藤委員	7月22日	「(2年を念頭に2%という物価目標に関し)ピンポイントで達成する可能性は必ずしも高くないが、一定の許容範囲を持った柔軟な枠組みとして考えるならば達成は可能」「(これ以上国債買い入れを増やす緩和策は難しいとの見方に対し)選択肢には制限がなく全くのフリーハンド」
		5月27日	「①見通し期間後半にかけての物価見通しについて「2%程度に達する可能性が高い」から「2%を見通せるようになる」に変更する、②中心的な見通しについて「2%程度の物価上昇率の実現し」から「2%程度の物価上昇率を目指し」に変更する、③物価見通しのリスクについて「上下に概ねバランスしている」から「上下やや非対称である」に変更する、を内容とする議案を提出(4月26日決定会合議事要旨、反対多数で否決)」
	黒田総裁	9月20日	「安定的に2%の物価上昇率を実現するには、景気が普通の状態の時に2%になるような経済・物価の関係を作る必要がある」「2%の物価上昇目標を一時的ではなく安定的に達成するまで金融緩和を継続する」
		9月5日	「予定通り消費増税を行っても、潜在成長率を上回る成長が基調的に続き、腰折れするとは思っていない」「仮に景気に大きな影響が出るというリスクが顕在化した場合、財政政策でも十分対応可能だし、金融政策では2%の物価安定目標実現に対し下方リスクが顕在化すれば、当然それに対して適切な対応を取る」(定例記者会見)
		9月4日	「8月30日の集中点検会合でヒアリングに同席した際、消費増税時に景気が悪化する見通しであれば追加緩和する方針を示唆」(9月4日朝日新聞報道)
		8月21日	「景気失速リスクが高まる場合には、金融政策は調整される。躊躇しない」
	石田委員	9月11日	「消費増税後の金融政策運営については、落ち込みが波及効果を持って拡大していくなら当然ながら防衛せねばならないが、単に算術的な上がった分が下がるという分は、冷静に対処すべき」
		3月11日	「付利撤廃については12月会合での否決でいったん結論が出たため、1月以降は提案していない」
		昨年12月	補完当座預金制度における適用利率をゼロ%とする議案を提出(12月19-20日決定会合。反対多数で否決)
	宮尾委員	5月28日	「依然として海外経済については相対的に下振れリスクの方が高いとして注視している」
	白井委員	6月13日	「(15年度にコアCPIが前年比+2%に達する可能性が高いという見通しにつき)上下のリスクは概ねバランスしているものの、敢えて言えば下方リスクを意識する必要があると個人的には考えている」
ハト派	岩田副総裁	10月27日	「大量国債購入は物価が 安定的に2%になるまで続ける 」
		10月18日	「現在の量的・質的金融緩和は物価上昇率の前年比が かなりの間、2%で安定することを見極めるまで続ける 」
		8月28日	「モノやサービスに対する需要と雇用が増え、その結果、物価と賃金が本格的にかつ安定的に上がり始めるまでには、もう少し時間がかかる」
		3月21日	「2年で2%の物価目標を達成できない場合、まずは説明責任だが、それを果たせない場合、最高の責任の取り方は辞任」

ディスクレイマー

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、全てお客様ご自身でご判断下さいますようお願い申し上げます。

当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。

当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記して下さい。当資料は購読者向けに送付されたものであり、購読者以外への転送を禁じます。